

感染症流行下における学校教育活動体制整備事業実施要領

令和5年1月31日

総合教育政策局長・初等中等教育局長・高等教育局長決定

学校保健特別対策事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、感染症流行下における学校教育活動体制整備事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

1. 目的

感染症流行下において、各学校が感染症の影響を最小限に止めつつ学校教育活動を継続できる環境を維持するため、学校の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）の発生に伴う対応やその後の教育活動継続等に要する取組及び学校における効果的な換気対策に係る取組を実施するに当たり、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、学校教育活動体制の整備を支援する経費を補助する。

2. 補助対象経費の範囲

補助対象経費については、以下の（1）から（4）に示す範囲とする。

（1）補助対象となる学校種国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び専修学校（高等課程）を対象とする。

（2）取組内容及び補助対象経費

本事業にかかる取組内容及びそれぞれの取組内容にかかる補助対象経費は以下のとおりとし、各地域における学校の様々な取組状況に応じて計画することを基本としつつ、申請には（イ）に係る取組を含めること。なお、（イ）に係る取組のみを選択した場合は、1校当たりの補助上限額は、以下（3）の半額までとする。

（ア）学校における感染者等発生対応支援・学習保障支援

新型コロナウイルス感染者、濃厚接触者が発生した学校において、感染の拡大を抑制し学校教育活動を継続するための体制を確保するため、児童生徒・教職員等の感染者等の発生に伴い、追加的に必要となる物品の購入等に係る経費及び学校教育活動や家庭学習を実施する際に生じる経費を支援する。

（例示）

- ・感染者等の発生により大量消費が見込まれる消毒液や清拭クロス等の保健衛生用品の追加的な購入経費
- ・教職員の負担軽減を図りつつ、感染拡大を防止するための教室等の清掃・消毒作業委託に必要な経費
- ・臨時休業等に際し、家庭における効果的な学習に用いる教材の郵送費等、児童生徒の学びのために必要な経費

（補助対象経費）

消耗品費、備品費（据付費含む）、通信運搬費、借損料、雑役務費、委託費

(イ) 学校における換気対策整備支援

各学校において、児童生徒の活動を制限せず教育活動を継続する体制を確保するため、教室等における効果的な換気の実施に必要な CO2 モニター等の換気対策整備に係る経費を支援する。

(例示)

- ・教室等における 3 密対策として、換気を徹底するためのサーキュレーター、CO2 モニター及び HEPA フィルター付き空気清浄機等の購入に係る経費
- ・学校において窓開け換気を徹底するための網戸の設置に係る経費

(補助対象経費)

消耗品費、備品費（据付費含む）、通信運搬費、借損料、雑役務費、委託費

(3) 1 校当たりの補助上限額

1 校当たりの補助上限額は以下のとおりとする。ただし、国立大学法人が実施する補助事業については、以下の表の額に 2 を乗じた額とする。学校法人等が実施する補助事業については補助上限額の範囲までは定額とする。

(単位：万円)

学校種			全国
小学校 義務教育学校（前期課程）	児童数	1-300 人	45
	児童数	301-500 人	67.5
	児童数	501 人以上	90
中学校 義務教育学校（後期課程） 中等教育学校（前期課程）	生徒数	1-300 人	45
	生徒数	301-500 人	67.5
	生徒数	501 人以上	90
高等学校 中等教育学校（後期課程） 専修学校（高等課程） 特別支援学校（高等部のみ設置）	生徒数	1-400 人	90
	生徒数	401-700 人	112.5
	生徒数	701 人以上	135
特別支援学校			180
高等学校（通信制課程のみ設置）			45

注)

- ・児童数及び生徒数は令和 4 年 5 月 1 日現在のものとする。
- ・予算の範囲内で、感染状況等に応じて追加配分を行う場合がある。
- ・義務教育学校前期課程及び義務教育学校後期課程は、それぞれ 1 校として算出する。
- ・中等教育学校前期課程及び中等教育学校後期課程は、それぞれ 1 校として算出する。
- ・夜間中学校（夜間学級）を併置する中学校は、夜間中学校を含め 1 校として算出する。
- ・全日制課程の高等学校、定時制課程の高等学校は、それぞれ別に算出するが、全日制課程・定時制課程を併置する高等学校は 1 校として算出する。
- ・通信制課程を併置する高等学校は、通信制課程を含め 1 校として算出する。
- ・高等部のみを置く特別支援学校は、高等学校に分類して算出する。
- ・分校は、本校とは別に 1 校として算出する。なお、分教室は本校に含め 1 校として算出する。

(4) 補助対象となる期間

令和 4 年 12 月 2 日以降

3. 留意点

<共通事項>

- (1) 本事業2.(2)(ア) 学校における感染者等発生対応・学習保障を支援する取組については、感染者等が発生した際に生じた追加的経費や感染者等の発生により保有する在庫の不足が見込まれる場合の購入経費等を対象とすること。また、2.(2)(ア)・(イ)ともに、人件費、光熱水費は補助対象経費とならないので併せて留意すること。

<公立及び国立学校の場合>

- (2) 学校設置者が各学校へ補助額を配分するに際しては、一度に交付決定額全額を配分せず、学校ごとの補助額のうち5割分を(イ)に係る経費相当として各学校に配分し、残りの5割を設置者において留保すること。

この感染者等発生対応分の配分については、学校で感染者等が発生した場合には、既に配分した補助額と合わせて各学校の補助上限額を超えない範囲において必要な額を速やかに配分すること。なお、各学校へ配分された額の実際の支出にあたっては、各学校の実情に応じて(ア)と(イ)に係る経費の支出割合については柔軟に対応すること。

- (3) クラスターの発生等、域内の感染状況等により補助限度額を超えて交付を受ける必要がある学校が生じた場合かつ学校設置者が特に必要と認める場合には、学校設置者における留保総額の範囲内において当該校の限度額を上乗せすることが出来るものとする。

<私立学校の場合>

- (4) 学校法人等が実施する補助事業については、申請された事業計画のうち(イ)にかかる経費を先に交付し、(ア)に係る経費は国において留保する。なお、(イ)の交付額は、学校ごとの補助上限額の5割までとする。

この(ア)に係る経費については、学校で感染者等が発生し、当該校において実際に対応が必要となった後に、追加交付を行うものとする。(追加交付の時期については、別途示す。)

- (5) 学校法人等が実施する補助事業については、クラスターの発生等、域内の感染状況等により補助限度額を超えて交付を受ける必要がある学校が生じた場合かつ国が特に必要と認める場合には、予算の範囲内において当該校の限度額を上乗せすることが出来るものとする。